

-----  
**規 則**  
-----

高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第 号**

**高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則**

高知県聴聞手続規則（平成6年高知県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改め、同項第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第3項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則